



防衛省と一般社団法人防衛施設強靱化推進協会との間の災害時における
災害応急対策業務に関する協定

防衛省

一般社団法人防衛施設強靱化推進協会



防衛省大臣官房施設監（以下「甲」という。）と一般社団法人防衛施設強靱化推進協会会長（以下「乙」という。）は、自然災害時における自衛隊施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨その他の自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛隊施設（自衛隊の用に供する土地、建物、立木その他土地に定着する物件をいう。以下同じ。）に係る応急的な対策（以下「災害応急対策業務」という。）の実施について、甲乙間の相互協力に関し必要な事項を定め、もって、甲乙間の協力体制を整備し、被害の拡大防止及び被災した自衛隊施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 本協定における災害応急対策業務の範囲は、自衛隊施設において災害発生又は発生するおそれがある箇所とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第3条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、速やかに適切な体制をとるものとする。

3 甲及び乙は、それぞれが次条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

（災害時の相互協力）

第4条 甲は、災害応急対策業務の実施に当たり必要と認めるときは、乙に対して、当該業務の実施について対応可能な会員に係る情報の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、災害応急対策業務に対応可能な乙の会員の資機材及び人員に関する情報（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）を収集し、甲に提供するものとする。

ただし、いずれかの地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報収集を自主的に開始するものとする。

3 甲は、前項の規定により報告を受けた資機材及び人員に関する情報を踏まえ、災害により被災した自衛隊施設の所在する区域を管轄する地方防衛局の調達部長又は地方防衛支局長（以下「調達部長等」という。）と調整の上、災害応急対策業務の実施を要請する乙の会員を特定し、その内容を乙に通知するとともに、特定した乙の会員に対して、出動を要請するものとする。

4 乙の会員は、前項の規定による出動の要請があった場合、甲の指示に従い、可能な限り速やかに、指定された自衛隊施設の被災状況の調査等、災害応急対策業務を実施

するものとする。

なお、甲の出動要請があった際、防衛省の中央施設整備調査チーム又は地方施設整備調査チーム（中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）に規定する中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームをいう。以下、「施設整備調査チーム」という。）のいずれか又は両方の自衛隊施設への派遣が決定又は検討されている場合、乙の会員は施設整備調査チームの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、施設整備調査チームと連携及び調整し、特に被災現場においては、施設整備調査チームの指示に従い、同活動を支援するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、第4条第3項の規定により乙の会員に出動要請をしたときは、当該会員が実施する災害応急対策業務について、被災した自衛隊施設の所在する区域を管轄する地方防衛局等の支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官と当該会員との間で、遅滞なく請負契約その他必要な契約を締結できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（本協定の適用範囲）

第6条 本協定は、甲と他の建設業団体との間における、又は乙若しくは乙の会員と国土交通省地方整備局等との間における本協定と同様の目的の協定を締結することを妨げるものではない。

ただし、甲及び乙は、同様の目的で締結された他の協定の規定の効力と本協定における同様の規定の効力が同時に発生したことにより、混乱が生じるおそれがあると認めるときは、災害応急対策業務が秩序をもってなされるよう、必要な調整を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申出がない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員はその事象の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

（相互協力）

第9条 甲及び乙は、第4条に規定するもののほか、平常時及び災害時において相互に協力するものとする。この相互協力の対象は、次の各号について自らが行う業務又は自衛隊が行う業務及び任務に支障のない範囲において実施し、自衛隊施設への立ち入

り等の調整を行うに当たっては、特に自衛隊施設が、自衛隊が行う業務及び任務の基盤であることを踏まえ、当該施設の使用、維持及び保存を行う部隊等の意見を尊重するものとする。

- (1) 乙の会員に対する地方防衛局等が管轄する区域に所在する自衛隊施設内の土地や建物の利用に関する支援
- (2) 乙の会員に対する地方防衛局等が管轄する区域に所在する自衛隊施設への迅速な立ち入り手続に係る支援
- (3) 平常時における災害への備えに係る検討及び実施
- (4) その他、災害応急対策業務の実施及び準備において必要となる支援

(定期的な訓練の実施)

第10条 甲及び乙は、訓練の内容を協議の上、年1回を基本とし、共同して訓練を行うものとする。

(地域協定)

第11条 本協定に基づく相互協力を円滑に実施するため、具体的な協力内容、連絡体制その他必要な事項については、必要に応じ、調達部長等と一般社団法人防衛施設強化推進協会支部長との間において、本協定の趣旨及び内容に反しない範囲で個別の協定(以下「地域協定」という。)を締結することができるものとする。

(その他)

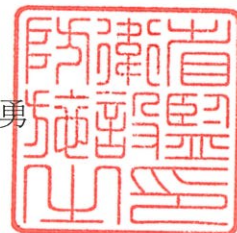
第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月21日

甲 防衛省 大臣官房施設監

井上 主勇



乙 一般社団法人 防衛施設強化推進協会
会 長

乗京 正弘

